

令和5年度事業計画及び収支予算

〔自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日〕

神奈川県福祉共済協同組合

I 基本方針

当組合は、『中小企業を守る』ことを我々の使命であると深く認識し、低廉な掛金で充実した保障を提供することにより中小企業及び事業者に必要な福利厚生に寄与すべく「傷害共済」及び「生命医療共済」をもって共済事業を展開してまいります。

現下の我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、景気の緩やかな持ち直しが続いているますが、その一方で、世界的なエネルギー・食糧価格の高騰や、欧米各国の金融引き締め政策等による景気後退懸念など、わが国経済を取り巻く環境には厳しさが増しております。

中小企業においても、全体の売上高は新型コロナウイルス感染症流行前の水準に戻りつつありますが、物価高による収益減少、深刻な人手不足など、引き続き厳しい状況にあります。

こうしたなか、当組合といたしましては、共済事業を通して、組合員たる中小企業者の振興・発展に寄与するという事を念頭に置き、企業で働く皆様にとって、充実感と安心感のある生活を側面から支えることを目指し、募集網の拡充を図るとともに、なお一層の募集力強化に努めます。

また、今年度は、組合員のニーズに即した新たな共済制度の販売を開始し、共済の保障を提案・提供していくこととし、総収入共済掛金目標 6 億 8,500 万円を掲げ活動してまいります。この目標の達成と業績向上に全力を尽くす所存でおりますので、総代をはじめとする組合員の皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

II 事業の概要

1 共済制度の概要

(1) 傷害補償共済 I・II

中小企業及び事業者の役員・従業員等を保障の対象として、日常生活中・就業中を問わず、被共済者の傷害事故について、その死亡・後遺障害・入院・手術・通院等の事由に対し、共済金を給付する。

(2) 傷害補償共済 III

中小企業及び事業者の役員・従業員等を保障の対象として、日常生活中・就業中を問わず、被共済者の傷害事故について、その死亡・後遺障害・入院・手術・通院等の事由に対する共済金を給付する。

加えて、入院保障に対するニーズが高まっていること及び医療技術の進歩により入院日数が短期化している傾向を受け、入院保障に重点を置いた制度として、入院共済金が支払われる場合には、一時金として入院初期費用共済金を給付することとし、さらに、特約を付帯することにより、主契約の保障内容のうち、入院・手術の事由をさらに手厚く保障する。また、就業中に発症した熱中症について、その死亡・後遺障害・入院・手術・通院等の事由に対し、共済金を給付する。

(3) 傷害補償共済 III 800

「傷害補償共済III」の保障を半額で提供する制度で年齢にかかわらず月額共済掛金を一律 800 円とし、掛金を少しでも抑えたい中小企業及び事業者のニーズに応えた共済制度。

(4) 業務上災害共済

中小企業の役員・従業員等を保障の対象として、就業中・通勤途上における被共済者の傷害事故について、被災者には死亡・後遺障害・入院の事由に対する共済金を給付し、契約事業所には企業損失の補てんとして企業支援金を給付する。

また、これに加えて、業務用現金の強盗・ひったくり被害による損害に対し、てん補金を給付する。

(5) 生命医療共済

中小企業及び事業者の役員・従業員等を保障の対象として、契約事業所における福利厚生のための「弔慰金・見舞金規定」に合致するよう保障内容を選択式とした共済制度で、被共済者の死亡・入院・傷害による通院の事由に対し、共済金を給付する。

(6) 中小企業の大黒柱 休業支援共済

中小企業及び事業者の“大黒柱”である役員・事業主等が長期に亘る入院を余儀なくされる事態に直面した場合の休業・廃業等のリスクに備えるため、当座の事業運営資金や生活資金の補てんを目的とする、事業継続のための共済制度で、中小企業及び事業者の役員・事業主等を保障の対象として、被共済者の病気及び傷害事故を原因とする30日以内の入院を1日目から保障するとともに、30日以上の入院に対しては、入院共済金日額の70倍を一律保障し、共済金を給付する。

(7) 中小企業の大黒柱 傷害共済制度

中小企業及び事業者の役員・事業主、従業員・家族専従者等を保障の対象として、日常生活中・就業中を問わず、被共済者の傷害事故について、その死亡・後遺障害・入院・手術・通院等の事由に対し、共済金を給付する。

また、これに加えて、業務用現金の強盗・ひったくり被害による損害に対し、てん補金を給付する。

(8) 生命医療共済（シニア選択緩和型）

全国的に進む少子高齢化の影響により就業年齢が年々高まる傾向を受け、中小企業になくてはならない重要な労働資産として位置づけられる高齢就業者層のニーズに特化した共済制度で、中小企業及び事業者の役員・従業員等を保障の対象として、被共済者の病気及び傷害事故を原因とする死亡・入院の事由に対する共済金を給付する。

また、これに加えて、がん治療のため先進医療による療養をうけたとき約定共済金額を上限に当該先進医療の費用を実費給付する。

(9) 福利厚生共済

中小企業及び事業者の役員・従業員等を保障の対象として、契約事業所における福利厚生のための「弔慰金・見舞金規定」に合致するよう保障内容を選択式とした共済制度で、被共済者の死亡・後遺障害の事由に対し、共済金を給付する。

(10) 労災費用共済

政府労災保険の適用を受ける中小企業及び事業者を保障の対象として、以下4つの企業リスクに対し、共済金を給付する。

- ・労働災害に対する従業員への補償リスク（従業員の業務中のケガを補償）
- ・労働災害による企業の金銭的損失リスク（事業所の費用損失を補填）
- ・労働災害が企業の民事賠償責任に発展した場合の賠償リスク
- ・労働問題により企業が訴えられた場合の対応リスク（労働問題の弁護士費用を補償）

2 事業の実施方法

- ① 傷害補償共済Ⅲを基本共済・基本制度と位置付け、新規法人事業所を開拓し、募集拡大を図る。
- ② 組合員に対して質の高い共済加入付帯サービスを提供し、保有契約の維持増強を図る。
- ③ 既存共済代理店の募集力強化及び新たなマーケットの創出により共済募集網の拡充を図る。
- ④ 経営効率の向上に資するため、事務の改善及び効率化を図る。
- ⑤ 共済金支払率など共済成績の検証を継続的に行い、共済制度の健全性を図る。

3 事業目標

令和5年度の各共済制度における目標は以下とする。

共 済 種 類	令和5年度末被共済者数		収 入 共 済 掛 金	
	被 共 済 者 数	前年度比(%)	金 額(千円)	前年度比(%)
傷害補償共済Ⅰ・Ⅱ	6,576	80.8	140,334	83.3
傷害補償共済Ⅲ	10,533	115.8	206,526	114.8
傷害補償共済Ⅲ800	3,555	143.6	29,376	139.9
業務上災害共済	2,874	87.2	35,634	90.0
生命医療共済	4,015	100.0	63,583	100.6
大黒柱休業支援共済	1,597	103.9	51,057	101.5
大黒柱傷害共済制度	356	74.8	3,946	78.7
生命医療共済 (シニア選択緩和型)	1,587	108.2	58,829	105.1
福利厚生共済	4,535	95.0	92,113	97.5
労災費用共済	90	—	3,600	—
合 計	35,718	101.3	684,998	101.0

※ 傷害補償共済、傷害補償共済Ⅲ及び生命医療共済における「収入共済掛金」には、特約分を含みます。

4 共済金支払見込

令和5年度の各共済制度における共済金支払見込は以下とする。

共 済 種 類	令和5年度共済金支払見込	
	金額(千円)	支 払 率(%)
傷害補償共済Ⅰ・Ⅱ	130,506	93.0
傷害補償共済Ⅲ	66,085	32.0
傷害補償共済Ⅲ800	10,869	37.0
業務上災害共済	9,265	26.0
生命医療共済	15,896	25.0
大黒柱休業支援共済	15,317	30.0
大黒柱傷害共済制度	395	10.0
生命医療共済 (シニア選択緩和型)	8,824	15.0
福利厚生共済	31,318	34.0
労災費用共済	720	20.0
合 計	289,195	42.2

※ 傷害補償共済、傷害補償共済Ⅲ及び生命医療共済における「共済金支払見込」には、特約分を含みます。

※ 生命医療共済（シニア選択緩和型）及び労災費用共済は、中小企業福祉共済協同組合連合会（中済連）と当組合の共同共済事業による制度であり、中済連と当組合が連帯して共済契約者と共に契約を締結しますが、共済引受責任（共済支払負担）は、中済連が100%負うことになります。

※ 支払率(%)=共済金支払見込金額／収入共済掛金額×100

III 組織体制

1 総代会・理事会

(1) 理事の改選

現任理事の任期が、就任後第 2 回目の通常総代会に当たる、本年度通常総代会の終結をもって満了となるため、定款第 26 条の規定に従い、すべての理事を改選する。

(2) 総代通常選挙の実施

現総代の任期（2 年）が年度の中途中で満了となるため、組合が別に定める「総代選挙規約」の規定に従い、総代の通常選挙（定数：120 人）を実施する。

① 現総代の任期

就任日：令和 3 年 8 月 10 日、満了日：令和 5 年 8 月 9 日

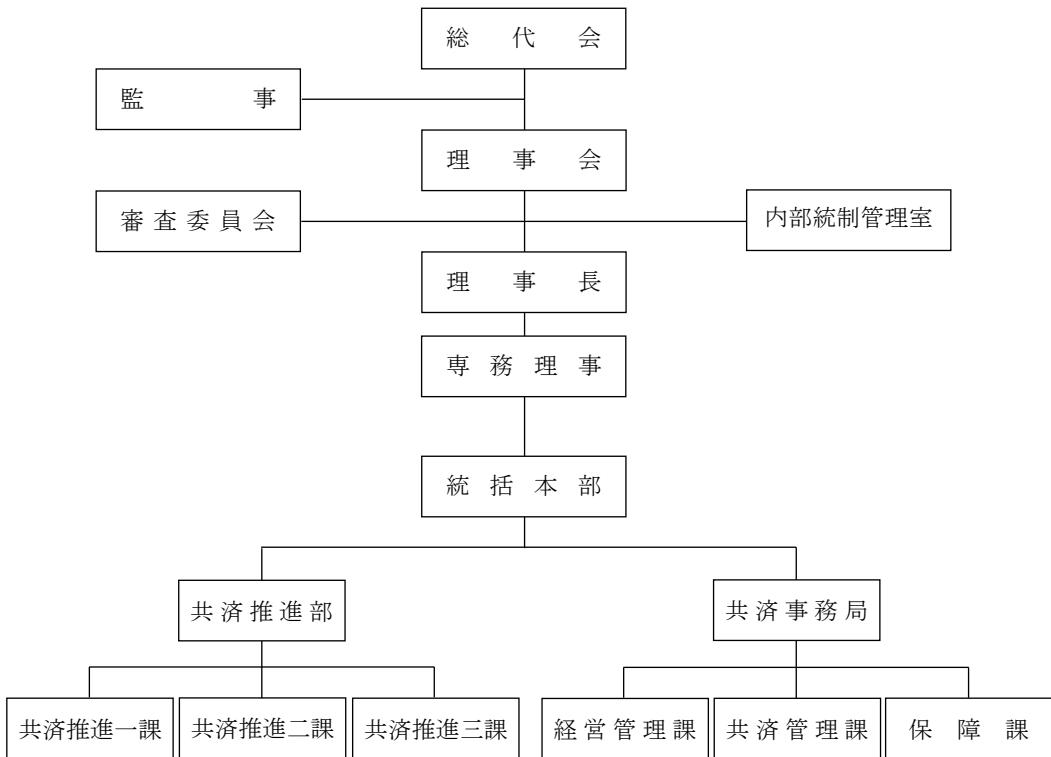
② 新総代の任期（予定）

就任日：令和 5 年 8 月 10 日、満了日：令和 7 年 8 月 9 日

2 運営組織

組合員に対するより良いサービスの向上を目指し、より迅速なお客様対応及びより効率的な業務運営を実践するため、「統括本部」を中心とする組織体制とし、「共済推進部」による共済募集力の強化 及び「共済事務局」による内部管理態勢の確保に努める。

◆ 体制図 ◆



【令和5年4月1日現在】

収 支 予 算

(自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日)

神奈川県福祉共済協同組合

事業費用の部	金額(千円)	事業収益の部	金額(千円)
共 濟 金	289,195	共 濟 掛 金	684,998
再 保 険 料	121,525	再 保 険 金	58,026
連合会共済掛金	28,443	連合会共済金	9,544
共済責任保険料	101,644	共済責任保険金	91,571
事 業 費	345,266	再 保 険 手 数 料	53,272
諸 税 負 担 金	2,300	受 取 手 数 料	23,000
減 価 償 却 費	21,000		
退職給付引当金繰入	4,700		
普通支払準備金繰入	65,000	普通支払準備金戻入	84,140
I B N R 準備金繰入	27,000	I B N R 準備金戻入	26,195
普通責任準備金繰入	84,000	普通責任準備金戻入	84,639
異常危険準備金繰入	6,000		
事業費用合計	1,096,073	事業収益合計	1,115,385
事業総利益金額	19,312		
事業外費用の部		事業外収益の部	
繰延資産償却	30	利息配当金収入	1,508
事業外費用合計	30	事業外収益合計	1,508
経常利益金額	20,790		
特別損失の部		特別利益の部	
特別損失合計	0	特別利益合計	0
税引前当期純利益金額	20,790		
法人税等	6,981		
当期純利益金額	13,809		